

原議保存期間	10年（平成39年3月31日まで）
有効期間	一種（平成34年3月31日まで）

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
（参考送付先）
各都道府県警察の長

警察庁丙給厚発第13号
平成28年4月1日
警察庁長官官房長

犯罪被害者等施策に係る警察庁長官官房審議官及び長官官房参事官の設置等について（通達）

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）により、警察法（昭和29年法律第162号）が改正され、本日から、内閣府がこれまで担ってきた犯罪被害者等施策が国家公安委員会に移管された。

また、本日閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画の実施に当たり、犯罪被害者等から寄せられた多岐にわたる要望に応えるため、警察における犯罪被害者支援の着実な推進はもとより、政府全体を主導する強力なリーダーシップの下、関係府省間の一層高度な折衝・調整、緊密な連携による関係府省等の取組の更なる着実な推進が必要となっているところである。

そこで、今後も犯罪被害者等施策に係る各種施策を円滑に推進し、また、警察における犯罪被害者支援を始めとする政府における犯罪被害者等施策の着実な推進を図るため、本日、警察庁に長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当。以下「犯被審議官」という。）及び長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当。以下「犯被参事官」という。）を設置することとした。

各局部等にあつては、犯被審議官及び犯被参事官の担当する事務は下記のとおりであるので、その実施に必要な事項について、適時適切な報告等を行うこととされたい。

記

1 犯被審議官

(1) 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務の総括整理

ア 犯罪被害者等基本計画の作成

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第8条第1項に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めることとされている犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の作成に当たり、情報収集、調査研究、関係府省の間の調整等を行う。

イ 犯罪被害者等施策に関する働き掛け

基本計画に盛り込まれた施策に関し、関係府省及び地方公共団体に対してこれら施策の推進を働き掛ける。

ウ 関係機関・団体との連絡に係る政府における総括

犯罪被害者等施策に関する関係府省横断的な施策について、これら関係府省を代表して、関係機関・団体との連絡等を行うとともに、関係府省に対して情報の還元を行う。

(2) 警察における犯罪被害者支援の推進に関する事務の総括整理

ア 警察における犯罪被害者支援の推進に関する調整等

警察が行う犯罪被害者支援に関し、警察庁における企画、立案及び調整を行う。
また、必要に応じて警察庁犯罪被害者支援推進委員会を招集し、警察庁犯罪被害者支援基本計画に示された施策について推進状況を点検するとともに、犯罪被害者支援の推進に係る所要の調整を行う。

また、警察法第21条第21号及び22号に規定する給付金に関する事務を行う。

イ 関係機関・団体との連絡に係る警察庁における総括

警察が行う犯罪被害者支援に関する部門横断的な施策について、警察庁を代表して、関係機関・団体との連絡等を行うとともに、警察庁の各局部等に対して情報の還元を行う。

2 犯被参事官

上記1(1)の事務に参画する。

3 留意事項

今般の犯被審議官及び犯被参事官の設置は、各局部等の従前からの所掌事務及びこれに基づく各局部等の責務を減ずるものではないことに留意すること。